# 第97回 定時株主総会 招集ご通知

**開催情報**

開催日時：平成27年６月26日（金曜日）午前10時

開催場所：ホテルハワイアンズ　コンベンションホール「ラピータ」

（最終頁に地図を掲載いたしております）

## 目　次


- **招集ご通知**…… 1
- **議決権行使等についてのご案内**…… 3
- **株主総会参考書類**…… 4
  - 第１号議案　剰余金の処分の件
  - 第２号議案　定款一部変更の件
  - 第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件
  - 第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
  - 第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
  - 第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
  - 第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

（添付書類）

- **事業報告**…… 20
  - １．企業集団の現況…… 20
  - ２．会社の現況…… 28
- **連結計算書類**…… 36
- **計算書類**…… 39
- **監査報告書**…… 42
- **監査役会の監査報告書**…… 44


**書面による議決権行使について**

当日ご出席いただけない場合は、お手数ながら本招集ご通知の株主総会参考書類をご検討のうえ、P3の「議決権行使等についてのご案内」をご覧いただき、書面にて**平成27年６月25日午後５時30分まで**にご行使下さいますよう何卒よろしくお願い申し上げます。（当日ご出席の場合は、書面による議決権行使のお手続きは不要です。）

常磐興産株式会社

証券コード　9675
平成27年６月２日

株　主　各　位

福島県いわき市常磐藤原町蕨平50番地
常　磐　興　産　株　式　会　社
代表取締役社長　井　上　直　美

# 第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。
　**なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、「議決権行使等についてのご案内」（３頁）をご参照のうえ、同封の「議決権行使書用紙」に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

**１．日　　時**　　**平成27年６月26日（金曜日）午前10時**
**２．場　　所**　　福島県いわき市常磐藤原町蕨平50番地
ホテルハワイアンズ　コンベンションホール　「ラピータ」
**（末尾に記載の会場ご案内図をご参照下さい。）**

**３．目的事項**

**報告事項**

１．第97期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第97期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項**

**第１号議案　剰余金の処分の件**
**第２号議案　定款一部変更の件**
**第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件**
**第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件**
**第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件**
**第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件**
**第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.joban-kosan.com）に掲載させていただきます。

# 議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。**是非とも議決権を行使いただきますよう**お願い申し上げます。

**議決権の行使には以下２つの方法がございます。**

### 当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を郵送せずに、会場にご持参下さい。
（ご捺印は不要です。）

### 当日ご欠席の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函下さい。

行使期限　平成27年６月25日（木曜日）
午後５時30分到着分まで

## 当日ご出席の株主の皆様へのお願い

⑴　**同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。**代理人により議決権を行使される場合は、議決権を行使することができる他の株主１名を代理人とし、同代理人は、本人の議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出下さい。

⑵　**当社の株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意下さい。**

⑶　例年開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場下さい。開場時刻は午前９時15分を予定しております。

### インターネット開示に関する事項

本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.joban-kosan.com）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従って、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び個別計算書類は、株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

# 株主総会参考書類

## 第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、経営環境が依然として厳しいなか、業績の状況や財務状況、今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金２円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は175,730,458円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月29日（月）といたしたいと存じます。

**第２号議案　定款一部変更の件**

１．定款変更の理由

⑴　社外取締役の機能を活用し、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の健全性と効率性を高めるため、監査等委員会設置会社に移行するべく、所要の定款変更を行うものであります。

⑵　会社法改正によって責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮でき、また、取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、定款の一部を変更するものであります。なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

⑶　その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更の効力は本総会終結の時をもって生ずるものといたします。

（下線部分は変更箇所を示しております）

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
|---|---|
| 第　１　章　総　則 | 第　１　章　総　則 |
| 第１条～第３条　（条文省略） | 第１条～第３条（現行どおり） |
| （機　関） | （機　関） |
| 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く<br>(1)　取締役会<br>(2)　監査役<br>(3)　監査役会<br>(4)　会計監査人 | 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く<br>(1)　取締役会<br>(2)　監査等委員会<br>（削　除）<br>(3)　会計監査人 |
| 第５条　（条文省略） | 第５条　（現行どおり） |
| 第　２　章　株　式 | 第　２　章　株　式 |
| 第６条～第10条（条文省略） | 第６条～第10条（現行どおり） |
| 第　３　章　株主総会 | 第　３　章　株主総会 |
| 第11条～第17条（条文省略） | 第11条～第17条（現行どおり） |

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| 第　4　章　取締役および取締役会 | 第　4　章　取締役および取締役会 |
| （取締役の員数） | （取締役の員数） |
| 第18条　当会社の取締役は、10名以内とする | 第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする |
| （新　　設） | 2　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする |
| （取締役の選任方法） | （取締役の選任方法） |
| 第19条　取締役は、株主総会において選任する | 第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する |
| （新　　設） | 2　法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠の監査等委員である取締役（以下、「補欠監査等委員」という。）を選任することができる |
| 2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う | 3　取締役（補欠監査等委員を含む。）の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う |
| 3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする | 4　取締役（補欠監査等委員を含む。）の選任決議は、累積投票によらないものとする |
| （取締役の任期） | （取締役の任期） |
| 第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする | 第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする |
| （新　　設） | 2　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする |

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| （新　　設） | 3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする |
| （新　　設） | 4　補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会開始の時までとする |
| （新　　設） | 5　補欠監査等委員が取締役に就任した場合の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする |
| （取締役会の招集通知）<br>第21条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる<br>2　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる | （取締役会の招集通知）<br>第21条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる<br>2　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる |
| （代表取締役および役付取締役）<br>第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する<br>2　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる<br>3　（条文省略） | （代表取締役および役付取締役）<br>第22条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する<br>2　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる<br>3　（現行どおり） |
| （取締役会の招集権者および議長）<br>第23条　（条文省略）<br>2　（条文省略） | （取締役会の招集権者および議長）<br>第23条　（現行どおり）<br>2　（現行どおり） |

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| （新　　設） | 3　前２項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる |
| 第24条　（条文省略） | 第24条　（現行どおり） |
| （新　　設） | （重要な業務執行の決定の委任）<br>第25条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる |
| 第25条　（条文省略） | 第26条　（現行どおり） |
| （取締役の報酬等）<br>第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める | （取締役の報酬等）<br>第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める |
| （新　　設） | （取締役の責任限定契約）<br>第28条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする |
| 第　５　章　監査役および監査役会<br>（監査役の員数）<br>第27条　当会社の監査役は、５名以内とする | （削　　除）<br>（削　　除） |

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| （監査役および補欠監査役の選任方法）<br>第28条　監査役は、株主総会において選任する<br>2　法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠の監査役（以下「補欠監査役」という。）を選任することができる<br>3　監査役および補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う | （削　　除） |
| （監査役の任期）<br>第29条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする<br>2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする<br>3　補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会開始の時までとする<br>4　補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする | （削　　除） |
| （監査役会の招集通知）<br>第30条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる<br>2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる | （削　　除） |

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| （常勤監査役）<br>第31条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する | （削　　除） |
| （監査役会規程）<br>第32条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による | （削　　除） |
| （監査役の報酬等）<br>第33条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める | （削　　除） |
| （社外監査役との責任限定契約）<br>第34条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、法令が定める最低責任限度額とする | （削　　除） |
| （新　　設） | 第　５　章　監査等委員会 |
| （新　　設） | （監査等委員会の招集通知）<br>第29条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる<br>２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる |
| （新　　設） | （監査等委員会規程）<br>第30条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による |
| 第　６　章　会計監査人 | 第　６　章　会計監査人 |
| 第35条～第36条（条文省略） | 第31条～第32条（現行どおり） |

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| （会計監査人の報酬等）<br>第37条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める<br><br>第　7　章　計　算<br>第38条～第41条（条文省略） | （会計監査人の報酬等）<br>第33条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める<br><br>第　7　章　計　算<br>第34条～第37条(現行どおり) |

**第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件**

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社に移行するとともに、取締役全員（８名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の再選と新たに１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 井上直美（いのうえなおみ）<br>（昭和25年11月６日生）<br>再任 | 昭和49年４月　㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行<br>平成14年４月　㈱みずほ銀行執行役員関連事業部長<br>同 17年１月　同　常務執行役員<br>同 19年４月　同　常務取締役<br>同 20年６月　みずほ情報総研㈱　専務取締役<br>同 22年３月　同　取締役社長<br>同 25年４月　常磐興産㈱入社　顧問<br>同 25年６月　代表取締役社長（現任）<br>〔重要な兼職の状況〕<br>常磐共同火力㈱取締役<br>小名浜海陸運送㈱取締役<br>㈱東京精密　社外監査役 | 普通株式<br>16,000株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 2 | 中村行雄（なかむらゆきお）<br>（昭和25年12月９日生）<br>再任 | 昭和48年４月　㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行<br>平成15年４月　常磐興産㈱入社管理本部副本部長兼関連事業部長<br>同 16年６月　取締役管理本部副本部長兼関連事業部長<br>同 17年２月　常務取締役レジャーリゾート事業部管掌兼関連会社担当<br>同 20年６月　常務取締役管理本部管掌<br>同 23年４月　常務取締役管理本部管掌兼SRH営業本部管掌<br>同 26年４月　常務取締役管理本部管掌兼内部監査室管掌（現任） | 普通株式<br>38,000株 |
| 3 | 佐久間博巳（さくまひろみ）<br>（昭和30年12月６日生）<br>再任 | 昭和55年７月　常磐興産㈱入社<br>平成９年２月　観光事業本部営業本部長兼営業部長<br>同 13年６月　取締役観光事業本部長<br>同 18年４月　取締役レジャーリゾート事業部長兼営業部長兼ゴルフ事業室長兼システムサポート室長<br>同 23年４月　取締役執行役員SRH営業本部長<br>同 26年４月　取締役執行役員レジャーリゾート事業本部長兼営業部長<br>同 26年６月　取締役執行役員レジャーリゾート事業本部長（現任） | 普通株式<br>30,000株 |
| 4 | 秋田龍生（あきたたつお）<br>（昭和33年３月28日生）<br>再任 | 昭和55年４月　㈱福島環境整備センター（現常磐開発㈱）入社<br>平成10年10月　常磐興産㈱管理本部人事部長兼観光事業本部副本部長<br>同 13年６月　取締役事業統轄本部副本部長兼総務部長兼観光事業本部副本部長<br>同 14年４月　取締役管理本部長兼総務部長<br>同 23年４月　取締役執行役員管理本部長（現任） | 普通株式<br>30,000株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 5 | 田島悦郎（たじまえつろう）<br>（昭和22年７月26日生）<br>再任 | 昭和41年４月　北海道炭礦汽船㈱入社<br>同 62年５月　常磐興産㈱入社<br>平成10年６月　燃料商事本部長兼石炭部長<br>同 15年６月　取締役燃料商事事業部長<br>同 23年４月　取締役執行役員燃料商事本部長（現任）<br>〔重要な兼職の状況〕<br>小名浜海陸運送㈱監査役 | 普通株式<br>31,000株 |
| 6 | 松崎克郎（まつざきかつろう）<br>（昭和31年５月26日生）<br>再任 | 昭和55年４月　常磐興産㈱入社<br>平成13年１月　観光事業本部副本部長兼ハワイアンズ支配人<br>同 16年６月　取締役レジャーリゾート事業部スパリゾートハワイアンズ総支配人<br>同 23年４月　取締役執行役員SRH事業本部長<br>同 26年４月　取締役執行役員社長室長（現任） | 普通株式<br>32,000株 |
| 7 | 渡辺淳子（わたなべじゅんこ）<br>（昭和32年５月26日生）<br>新任 | 昭和55年４月　㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行<br>平成11年４月　同　八王子南口支店長<br>同 15年３月　㈱みずほ銀行　日吉支店長<br>同 18年２月　同　王子支店長<br>同 20年４月　同　人事部ダイバーシティ推進室室長<br>同 22年９月　みずほ総合研究所㈱　執行役員会員事業部副部長<br>同 23年５月　同　上席執行役員会員事業部長<br>同 26年４月　常磐興産㈱入社　執行役員レジャーリゾート事業本部副本部長<br>同 26年６月　同　執行役員レジャーリゾート事業本部副本部長兼営業部長（現任） | 普通株式<br>3,000株 |

（注）候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

**第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件**

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 鈴木和好（すずきかずよし）<br>（昭和31年９月12日生）<br>新任 | 昭和56年４月　常磐興産㈱入社<br>平成８年８月　観光事業本部ハワイアンズ支配人<br>同 14年７月　内部監査室長<br>同 18年９月　㈱常磐製作所取締役<br>同 20年６月　常磐興産㈱監査役室付<br>同 21年６月　常勤監査役（現任） | 普通株式<br>22,000株 |
| 2 | 清田啓一（きよたけいいち）<br>（昭和23年７月25日生）<br>新任 | 昭和47年４月　㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行<br>平成７年２月　同　高松支店長<br>同 10年９月　同　コーポレートアドバイザリー営業部長<br>同 13年５月　みずほ証券㈱常務執行役員アドバイザリー第二グループ担当<br>同 15年７月　千秋商事㈱常勤監査役<br>同 16年３月　㈱エスアールエル常勤監査役<br>同 19年６月　みずほ総合研究所㈱常勤監査役<br>同 20年６月　大陽日酸㈱常勤監査役<br>同 24年６月　常磐興産㈱社外監査役（現任）<br>同 24年６月　日本ヒューム㈱社外監査役（現任） | 普通株式<br>15,000株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 3 | 金子重人（かねこしげと）<br>（昭和27年１月10日生）<br>新任 | 昭和50年９月　監査法人太田哲三事務所（現　新日本有限責任監査法人）入所<br>同 55年４月　公認会計士登録<br>同 63年10月　金子会計事務所開設（現任）<br>同 63年12月　税理士登録<br>平成17年11月　養和監査法人　代表社員（現任）<br>同 25年６月　常磐興産㈱社外監査役（現任） | 普通株式<br>5,000株 |

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．清田啓一氏及び金子重人氏は、社外取締役候補者であります。

３．清田啓一氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営や多数企業の社外役員としての豊富な経験と幅広い知識と見識を有し、当社の業務執行の意思決定における適法性及び妥当性の観点から適切な提言を期待できると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

金子重人氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士としての高い専門知識や豊富な経験・見識を有し、当社の業務執行の意思決定における適法性及び妥当性の観点から適切な提言を期待できると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏はこれまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

４．当社は、清田啓一氏及び金子重人氏の選任が承認された場合、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

５．清田啓一氏が平成24年６月まで社外監査役として就任しておりました大陽日酸株式会社は、平成23年５月にエアセパレートガス（液体酸素、液体窒素、液体アルゴン）について他の事業者と共同して販売価格の引き上げを行ったとして、事前通知に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

同氏は、上記事実の判明までは当該事実を認識しておりませんでしたが、公正取引委員会の立入検査以降定期的に担当部門から進捗状況を聴取するとともに、取締役会等において再発防止並びにコンプライアンスの徹底・強化に向けた提言を行うなど、その職務を全うされております。

６．清田啓一氏及び金子重人氏の選任が承認された場合、両氏との間で会社法第427条第１項に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

なお、清田啓一氏及び金子重人氏は、社外監査役として上記と同内容の責任限定契約を締結しております。

**第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件**

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、予め補欠監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては就任前に限り監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

補欠監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|
| 前川紀光（まえかわのりみつ）<br>（昭和42年10月12日生）<br>新任 | 平成８年４月 弁護士登録（東京弁護士会所属）<br>工藤綜合法律事務所入所（現任） | 普通株式<br>０株 |

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．補欠の監査等委員である取締役候補者前川紀光氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

３．前川紀光氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、弁護士として培われた法律知識を、当社の業務執行に関する意思決定における適法性及び妥当性の観点からの適切な提言を期待できると判断したため、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。

４．前川紀光氏は、企業経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な専門知識や豊富な経験・見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

５．当社は、前川紀光氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第１項に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

**第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件**

当社の取締役の報酬額は、平成21年６月26日開催の第91回定時株主総会において、固定報酬枠と業績連動型の変動報酬枠に区分し、固定報酬枠として年額１億10百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、変動報酬枠として当該事業年度の連結当期純利益の３％以内の合計額とご決議いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、固定報酬枠と業績連動型の変動報酬枠に区分し、固定報酬枠として年額１億10百万円以内、変動報酬枠として当該事業年度の連結当期純利益の３％以内の合計額と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は８名ですが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は７名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

**第７号議案　　監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額40百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

以　上

（添付書類）

# 事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

## １．企業集団の現況

### ⑴　当事業年度の事業の状況

当連結会計年度における我が国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動がみられるなか、企業収益の回復を反映して設備投資は緩やかに増加し、個人消費も雇用・所得環境の改善や下期における原油安等を背景に持ち直しがみられる等景気は緩やかな回復基調にありましたが、海外経済の下振れリスクの懸念等先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような環境のもと、観光業界において依然福島県内は厳しい状況にありますが、スパリゾートハワイアンズにおきまして、日帰り部門の利用者数は前期をやや下回りましたものの、宿泊部門の集客は首都圏ファミリー層を中心に堅調に推移いたしました。

卸売業につきましては、石炭及び石油両部門において販売数量が減少するとともに販売価格が下落したことにより大幅な減収減益となりました。製造関連事業につきましては、需要の増加に伴い堅調に推移し増益となりましたが、運輸業につきましては前期を下回りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は494億61百万円（前期比49億68百万円、9.1％減）、営業利益は18億55百万円（前期比２億82百万円、13.2％減）、経常利益は14億24百万円（前期比２億72百万円、16.0％減）、税制改正による繰延税金負債の取崩しに伴い当期純利益は15億９百万円（前期比４百万円、0.3％増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

**〔観光事業〕**

スパリゾートハワイアンズにつきましては、春休みに「吉本笑学校」、ゴールデンウィークに「仮面ライダー鎧武キャラクターショー」、夏休みに「ジャングルハワイアンズ～7つの大冒険～」、冬休みに「妖怪ウォッチ　ジバニャン　バラエティーショー」など多彩なイベントを実施いたしました。さらに、7月には「常磐音楽舞踊学院50周年記念東京公演」を実施し、10月からはプロジェクションマッピングによる最新の映像・光・音響を駆使した光のきづなメッセージ「ナイトレインボー」をスタートさせました。加えて、１月からは夜のポリネシアンショーをリニューアルさせる等のスパリゾートハワイアンズ創業50周年企画「BIG MAHALO!!」をスタートさせました。その結果、日帰り部門につきましては、利用人員は1,482千人（前期比24千人、1.6％減）となりましたものの、宿泊部門につきましては、４月から無料送迎バスの発着地を拡大し個人客の集客に努めたことにより利用人員は473千人（前期比13千人、3.0%増）となりました。

クレストヒルズゴルフ倶楽部は、首都圏向け宿泊ゴルフパックを積極的に販売しました結果、利用人員は56千人（前期比０千人、1.0％増）となりました。

この結果、当部門の売上高は、131億35百万円（前期比１億17百万円、0.9％増）となりましたが、消費税増税の影響による日帰り部門の入場者数減少等により営業利益は20億53百万円（前期比１億86百万円、8.3％減）となりました。

**〔卸売業〕**

石炭部門につきましては一般産業向け販売数量が、また石油部門につきましては主要納入先である電力会社向け販売数量がそれぞれ減少するとともに両部門とも価格が下落したことにより減収となりました。

この結果、当部門の売上高は、326億７百万円（前期比51億46百万円、13.6％減）、営業利益は２億56百万円（前期比１億１百万円、28.3％減）となりました。

**〔製造関連事業〕**

主に中国の需要回復の影響を受け、船舶用モーターの販売数量が増加いたしました。

この結果、当部門の売上高は、16億47百万円（前期比87百万円、5.6％増）、営業利益は１億25百万円（前期比23百万円、23.6％増）となりました。

**〔運輸業〕**

港湾運送部門につきましては、セメント輸送が堅調に推移いたしましたものの、石油小売部門につきましては販売数量が減少するとともに販売価格も下落いたしました。

この結果、当部門の売上高は、20億70百万円（前期比26百万円、1.3％減）、営業利益74百万円（前期比３百万円、4.5％減）となりました。

### ⑵ 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、原油価格下落の影響や各種政策の効果により企業収益や雇用・所得環境が改善するなか、設備投資や個人消費が引続き底堅く進展するなど景気は緩やかながらも回復基調にて進むものと思われますが、海外景気の下振れリスク懸念等不透明な状況にて推移するものと予想されます。

このような経営環境のなか、当社グループにおきましてはスパリゾートハワイアンズ創業50周年を迎え、平成27年度より今後３ヶ年の事業計画「“BIG MAHALO!!”～次世代の成長に向けて～」を策定しました。新中期経営計画は、

①次世代の成長に向けた収益基盤の再構築
②新たな成長への準備、着手
③人材の育成
④財務体質の強化

を骨子として、既存事業において強固な収益基盤の構築を図るとともに既存事業から派生する分野など新規事業の創出拡大に向けて取り組んでまいります。

具体的には収益基盤の再構築の一環として、観光事業において流れるプールをリニューアルし、本物の魚たちや光・音・グラフィックの演出によりハワイの美しい海の中にいるような疑似体験を味わえるアクアリウムプール「フィッシュゴーランド」を平成27年７月にオープンを予定するなど集客の拡大に努めてまいります。

卸売業をはじめとするその他の事業につきましては、価格競争力の強化・新規顧客の開拓等により受注確保に努め、さらにはコスト削減を進めるなど収益の増大に傾注してまいりたいと存じます。

当社グループといたしましては、新中期経営計画の達成に向け全力を傾けるとともに、経営の効率化及び一層の経費削減に取り組み経営基盤の強化を図って企業価値を高めてまいる所存でございます。

株主各位におかれましては、引続き一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### ⑶ 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、12億89百万円であり、需要動向、将来性及び収益性等を勘案し、当社「スパリゾートハワイアンズ」の維持更新を中心に実施いたしました。

### ⑷ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

### ⑸ 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

### ⑹ 財産及び損益の状況の推移

| 区　　分 | 平成23年度（第94期） | 平成24年度（第95期） | 平成25年度（第96期） | 平成26年度（第97期） |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（百万円） | 29,626 | 46,776 | 54,429 | 49,461 |
| 経常利益（百万円） | △2,228 | 1,216 | 1,696 | 1,424 |
| 当期純利益（百万円） | △8,853 | 2,577 | 1,504 | 1,509 |
| １株当たり当期純利益（円） | △112.52 | 29.55 | 16.91 | 17.18 |
| 総資産（百万円） | 57,662 | 59,437 | 58,041 | 58,470 |
| 純資産（百万円） | 9,462 | 12,536 | 11,031 | 13,147 |

（注）１．△は損失を示しております。
２．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

（ご参考）

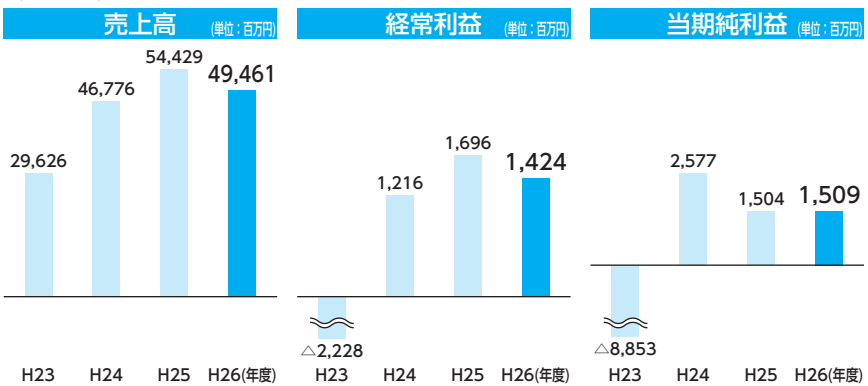

### ⑺ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 株式会社常磐製作所 | 60百万円 | 98.00% | 機械、鋳物の製造販売 |
| 常磐港運株式会社 | 64 | 98.08 | 運輸 |

③ 重要な関連会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 常磐湯本温泉株式会社 | 150百万円 | 50.00% | 温泉の揚湯及び給湯 |
| 小名浜海陸運送株式会社 | 150 | 17.44 | 港湾運送事業、貨物利用運送事業、海上貨物取扱業 |

（注）小名浜海陸運送㈱への出資比率は、20％未満ですが、実質的な影響力をもっているため、重要な関連会社に含めております。

### ⑻ 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

| 主要事業 | 主な事業内容 |
|---|---|
| 観光事業 | スパリゾートハワイアンズ（総合レジャー・リゾート施設）及びゴルフ場の経営 |
| 卸売業 | 石炭・石油、その他商品の販売 |
| 製造関連事業 | 機械、鋳物の製造販売 |
| 運輸業 | 運輸 |

### ⑼ 主要な営業所、施設及び工場（平成27年３月31日現在）

① 当社

| | |
|---|---|
| 本社<br>東京本社 | 福島県いわき市常磐藤原町蕨平50番地<br>東京都中央区東日本橋三丁目７番19号 |
| 営業所 | いわき営業所（福島県いわき市）、東京営業所（東京都中央区） |
| 施設 | スパリゾートハワイアンズ（福島県いわき市）<br>クレストヒルズゴルフ倶楽部（福島県いわき市） |

② 子会社

| 名称 | 所在地 |
|---|---|
| 株式会社常磐製作所 | 福島県いわき市 |
| 常磐港運株式会社 | 福島県いわき市 |

### ⑽ 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 区分 | 使用人数（名） | 前連結会計年度末比増減（名） |
|---|---|---|
| 観光事業 | 337(341) | 43 |
| 卸売業 | 15 (1) | 0 |
| 製造関連事業 | 32 (13) | △1 |
| 運輸業 | 80 (35) | 0 |
| 全社（共通） | 26 (3) | 2 |
| 合計 | 490(393) | 44 |

（注）１．使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．全社として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数（名） | 前事業年度末比増減(名) | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数(年) |
|---|---|---|---|
| 378(345) | 45 | 42.7 | 14.1 |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ⑾ 主要な借入先（平成27年３月31日現在）

| 借入先 | 借入残高 |
|---|---|
| 株式会社みずほ銀行 | 7,903百万円 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 3,831 |
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 3,831 |
| 株式会社常陽銀行 | 2,957 |
| 株式会社東邦銀行 | 2,942 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 2,175 |

(注) 借入先及び借入残高については、シンジケートローンによるものを含めております。

### ⑿ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2．会社の現況

### ⑴ 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　160,000,000株
② 発行済株式の総数　88,087,784株
③ 株　主　数　19,856名（前期末比774名増）
④ 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 普通株式 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 常磐開発株式会社 | 5,865千株 | 6.67% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 4,306 | 4.90 |
| 公益財団法人常磐奨学会 | 2,670 | 3.04 |
| 大成建設株式会社 | 2,527 | 2.88 |
| サッポロビール株式会社 | 1,926 | 2.19 |
| 株式会社みずほ銀行 | 1,887 | 2.15 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 1,878 | 2.14 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 1,827 | 2.08 |
| 常磐興産取引先持株会 | 1,815 | 2.07 |
| 株式会社東邦銀行 | 1,792 | 2.04 |

（注）持株比率は、自己株式（222,555株）を控除して計算しております。

### ⑵ 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### ⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 取締役会長（代表取締役） | 斎藤一彦 | |
| 取締役社長（代表取締役） | 井上直美 | 常磐共同火力株式会社　取締役<br>小名浜海陸運送株式会社　取締役<br>株式会社東京精密　社外監査役 |
| 常務取締役 | 中村行雄 | 管理本部管掌兼内部監査室管掌 |
| 常務取締役 | 豊田和夫 | レジャーリゾート事業本部管掌兼社長室管掌<br>常磐港運株式会社　代表取締役会長 |
| 取締役 | 佐久間博巳 | 執行役員　レジャーリゾート事業本部長 |
| 取締役 | 秋田龍生 | 執行役員　管理本部長 |
| 取締役 | 田島悦郎 | 執行役員　燃料商事本部長<br>小名浜海陸運送株式会社　監査役 |
| 取締役 | 松崎克郎 | 執行役員　社長室長 |
| 監査役（常勤） | 鈴木和好 | |
| 監査役 | 清田啓一 | 日本ヒューム株式会社　社外監査役 |
| 監査役 | 金子重人 | 養和監査法人　代表社員 |

（注）１．社外取締役を置くことが相当でない理由に関し、当社は社外取締役を選任しておりませんが、社外取締役の導入は、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンス体制強化に資するものと認識しており、当社事業の特性を理解し企業経営や会計、法律等の職歴や経験を有する適任な人材の招聘に従前より尽力してまいりましたものの、当事業年度末時点で選出するに至らず今般「監査等委員会設置会社制度」が導入されるのに合わせ、当該制度に移行することで社外取締役の機能が十分発揮され、機動的な経営が確保されると判断されることから本総会において社外取締役選任を含む関連議案を提案しております。

２．監査役清田啓一、金子重人の両氏は、社外監査役であります。なお、社外監査役の重要な兼職先と当社との関係につきましては、後記「③ 社外役員に関する事項」に記載のとおりであります。

3．監査役鈴木和好、清田啓一及び金子重人の３氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
⑴監査役鈴木和好氏は、当社の内部監査部門長並びに当社及び子会社の管理部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
⑵監査役清田啓一氏は、企業経営に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
⑶監査役金子重人氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．監査役清田啓一、金子重人の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
5．平成26年６月27日付で取締役執行役員佐久間博巳氏の担当は、レジャーリゾート事業本部長兼営業部長からレジャーリゾート事業本部長となりました。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等

| 区　　分 | 支給人員 | 支給額 |
|---|---|---|
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 8名<br>（－） | 100百万円<br>（－） |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 3<br>(2) | 22<br>(10) |
| 合計 | 11<br>(2) | 123<br>(10) |

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬額は、平成21年６月26日開催の第91回定時株主総会において、固定報酬枠と業績連動型の変動報酬枠に区分し、固定報酬枠として年額１億10百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、変動報酬枠として当該事業年度の連結当期純利益の３％以内（なお、平成26年度については2.5％としております。）の合計額と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成14年６月27日開催の第84回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
4．上記の他、取締役に対し支払われる平成26年度の業績連動報酬総額は、30百万円であります。

③社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社との関係

| 区　分 | 氏　名 | 重要な兼職の状況 | 当社との関係 |
|---|---|---|---|
| 社外監査役 | 清田啓一 | 日本ヒューム株式会社<br>社外監査役 | 特別の関係はありません。 |
| 社外監査役 | 金子重人 | 養和監査法人代表社員 | 特別の関係はありません。 |

ロ．当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況並びに発言状況

| 区　分 | 氏　名 | 主な活動状況 |
|---|---|---|
| 社外監査役 | 清田啓一 | 当事業年度開催の取締役会15回のうち14回及び監査役会16回の全てにそれぞれ出席し、主に経験豊富な経営的見地から発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 金子重人 | 当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会16回の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。 |

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

### ⑷ 会計監査人の状況

① 名　　称　　新日本有限責任監査法人

② 報 酬 等 の 額

| | 支　払　額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 40百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 40 |

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### ⑸ 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会決議にて委嘱された業務につき、稟議規程、取締役会規程等社内規程に基づいて決裁・決議された事項を適正に執行し、その状況は毎月取締役会に報告いたしております。また、内部監査室を設置し、執行の適正性・適法性を確保しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会議事録、稟議書、各種契約書等業務の執行に関する文書を文書取扱規程等に基づき保存・管理しております。

また、諸規程の改定は必要に応じて実施しておりますが、年１回年度末に見直し整備を行うこととしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行い、各部内の所管業務に付随する安全衛生等のリスク管理は当該部内が行うこととし、さらに内部監査室による定期的監査が実施されております。

また、リスク報告規程に基づき、リスク発生後速やかに報告することとし、一定の重要な事項についてはコンプライアンス委員会において再発防止策等を含めた報告を行い、適宜承認を受けております。重大なリスクに対しては、対応する責任者を設け、顧問弁護士等の助言を得るなどして、迅速・適切に解決する体制をとっております。さらにインサイダー取引については、社内指針を設け厳格に遵守することとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会決議事項は、原則として予め会長、社長、常務並びに担当取締役により構成される附議内容検討会議を経た上で上程され決議執行されております。取締役会は月１回定時に開催し、必要に応じて臨時に

開催されるものとし、経営方針・戦略等に関する重要事項については事前に会長、社長、常務並びに所管取締役により構成されるメンバーにおいて審議いたします。

また、取締役会において取締役及び執行役員の職務分掌を決議し、規程に基づき権限分配を行っております。さらに業務執行役員制度により、意思決定及び監査機能と執行機能とを分離することで、取締役会における意思決定の迅速化を図るとともに、権限委譲により機動的な業務執行を可能とする経営体制を構築することとしております。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

稟議規程、就業規則等の各種社内規程に基づき職務の執行を行っており、この職務執行の適法性を確保するため、内部監査室による監査が行われ、その内容は社長に報告され、是正される体制を整えております。

また、法令違反等コンプライアンスに関する重要事実を発見した場合、取締役は監査役に報告することとし、さらに社外を含めた複数の通報窓口を設置する外、内部通報規程に基づきその運用を行うこととしております。

⑥　当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社管理規程に基づき、各子会社管理運営を行う外、内部監査室による監査によって、業務の適正性及び適法性を確保しております。

子会社が当社からの経営管理及び経営指導内容が法令に違反する等コンプライアンス上問題があると認めた場合、内部監査室に報告し、内部監査室は監査役に直ちに報告することとします。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、内部監査室に属する使用人がその任に当たることとします。

⑧　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき当該使用人の取締役からの独立性を確保するために、使用人の任命、異動等の人事権に関する事項については、監査役と事前に協議することとします。

⑨　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役会において毎月業務執行状況を報告することとしており、社長決裁稟議についてはすべて監査役に報告する体制をとっております。

また、年度計画に基づき各事業部の監査役監査が実施され、適正に報告しております。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査室及び会計監査人と情報交換するとともに、会計監査人が実施する各事業部監査に立ち会うなど緊密な連携を図っております。

監査役会は代表取締役と定期的に意見交換を行うこととしております。

⑪　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、適正な財務報告を確保するために「財務報告に係る内部統制基本方針」及び「常磐興産グループ内部統制規程」を定め、その体制整備・運用を行うとともに、整備・運用状況を評価するために内部統制所管部門を設置し、進捗状況を適時に取締役会に報告する体制を採っております。

⑫　反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力との関係を遮断することを基本方針とし、警察署や関連団体等から講習会などを通じ情報収集を行うとともに、事案発生に備え、警察や弁護士等の外部の専門機関と密接に連携して速やかに対処できる体制の構築に努めてまいります。

### ⑹　会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

# 連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **資産の部** | **58,470** | **負債の部** | **45,322** |
| **流動資産** | **13,232** | **流動負債** | **21,095** |
| 現金及び預金 | 7,078 | 支払手形及び買掛金 | 6,435 |
| 受取手形及び売掛金 | 5,435 | 短期借入金 | 10,872 |
| リース債権及びリース投資資産 | 93 | リース債務 | 356 |
| たな卸資産 | 449 | 未払金 | 2,305 |
| その他 | 176 | 未払法人税等 | 55 |
| **固定資産** | **45,237** | 賞与引当金 | 294 |
| **有形固定資産** | **30,508** | その他 | 774 |
| 建物及び構築物 | 13,380 | **固定負債** | **24,227** |
| 機械装置及び運搬具 | 555 | 長期借入金 | 18,063 |
| 工具、器具及び備品 | 306 | リース債務 | 1,470 |
| 土地 | 14,697 | 長期預り保証金 | 1,096 |
| リース資産 | 1,435 | 繰延税金負債 | 2,848 |
| 建設仮勘定 | 133 | 環境対策引当金 | 31 |
| **無形固定資産** | **48** | 退職給付に係る負債 | 52 |
| その他 | 48 | 資産除去債務 | 412 |
| **投資その他の資産** | **14,680** | その他 | 250 |
| 投資有価証券 | 6,494 | **純資産の部** | **13,147** |
| 長期貸付金 | 2,084 | **株主資本** | **11,825** |
| 退職給付に係る資産 | 219 | 資本金 | 2,141 |
| 投資不動産 | 7,579 | 資本剰余金 | 3,577 |
| その他 | 397 | 利益剰余金 | 6,141 |
| 貸倒引当金 | △2,094 | 自己株式 | △33 |
| | | **その他の包括利益累計額** | **1,292** |
| | | その他有価証券評価差額金 | 1,485 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △102 |
| | | 土地再評価差額金 | △2 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △87 |
| | | **少数株主持分** | **28** |
| **合計** | **58,470** | **合計** | **58,470** |

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| **売上高** | | **49,461** |
| **売上原価** | | **44,456** |
| **売上総利益** | | **5,005** |
| **販売費及び一般管理費** | | **3,150** |
| **営業利益** | | **1,855** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 0 | |
| 受取配当金 | 100 | |
| 持分法による投資利益 | 38 | |
| 不動産賃貸料 | 147 | |
| 事業整理損失引当金戻入額 | 22 | |
| その他 | 45 | 354 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 588 | |
| 不動産賃貸費用 | 87 | |
| その他 | 109 | 785 |
| **経常利益** | | **1,424** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 3 | |
| 投資不動産売却益 | 2 | 5 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産売却除却損 | 62 | |
| 減損損失 | 5 | |
| その他 | 2 | 70 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **1,360** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 95 | |
| 法人税等調整額 | △248 | △152 |
| **少数株主損益調整前当期純利益** | | **1,513** |
| 少数株主利益 | | 3 |
| **当期純利益** | | **1,509** |

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 2,141 | 3,577 | 4,661 | △32 | 10,347 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | 145 | | 145 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 2,141 | 3,577 | 4,807 | △32 | 10,493 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △175 | | △175 |
| 当期純利益 | | | 1,509 | | 1,509 |
| 自己株式の取得 | | | | △1 | △1 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | 1,333 | △1 | 1,332 |
| 当期末残高 | 2,141 | 3,577 | 6,141 | △33 | 11,825 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 少数株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 914 | △146 | △2 | △105 | 659 | 24 | 11,031 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | 145 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 914 | △146 | △2 | △105 | 659 | 24 | 11,177 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △175 |
| 当期純利益 | | | | | | | 1,509 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △1 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 571 | 43 | | 17 | 633 | 3 | 636 |
| 当期変動額合計 | 571 | 43 | － | 17 | 633 | 3 | 1,969 |
| 当期末残高 | 1,485 | △102 | △2 | △87 | 1,292 | 28 | 13,147 |

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **資産の部** | **55,694** | **負債の部** | **43,931** |
| **流動資産** | **12,406** | **流動負債** | **20,192** |
| 現金及び預金 | 6,666 | 支払手形 | 707 |
| 受取手形 | 429 | 買掛金 | 5,399 |
| 売掛金 | 4,299 | 短期借入金 | 10,813 |
| 商品 | 122 | リース債務 | 232 |
| 貯蔵品 | 56 | 未払金 | 2,252 |
| 前払費用 | 97 | 未払法人税等 | 28 |
| 未収入金 | 57 | 未払費用 | 315 |
| 短期貸付金 | 670 | 前受金 | 31 |
| その他 | 6 | 預り金 | 169 |
| **固定資産** | **43,288** | 賞与引当金 | 242 |
| **有形固定資産** | **28,987** | **固定負債** | **23,739** |
| 建物 | 10,683 | 長期借入金 | 17,985 |
| 構築物 | 2,495 | リース債務 | 1,120 |
| 機械及び装置 | 452 | 長期未払金 | 133 |
| 車両運搬具 | 6 | 長期預り保証金 | 1,121 |
| 工具、器具及び備品 | 290 | 繰延税金負債 | 2,874 |
| 土地 | 13,752 | 環境対策引当金 | 1 |
| リース資産 | 1,174 | 資産除去債務 | 401 |
| 建設仮勘定 | 133 | その他 | 102 |
| **無形固定資産** | **41** | **純資産の部** | **11,762** |
| 借地権 | 8 | **株主資本** | **10,412** |
| ソフトウエア | 19 | **資本金** | **2,141** |
| リース資産 | 6 | **資本剰余金** | **3,567** |
| その他 | 6 | 資本準備金 | 1,500 |
| **投資その他の資産** | **14,259** | その他資本剰余金 | 2,067 |
| 投資有価証券 | 5,369 | **利益剰余金** | **4,737** |
| 関係会社株式 | 682 | その他利益剰余金 | 4,737 |
| 差入保証金 | 55 | 繰越利益剰余金 | 4,737 |
| 長期貸付金 | 2,084 | **自己株式** | △33 |
| 前払年金費用 | 346 | **評価・換算差額等** | **1,350** |
| 投資不動産 | 7,496 | その他有価証券評価差額金 | 1,455 |
| その他 | 309 | 繰延ヘッジ損益 | △102 |
| 貸倒引当金 | △2,084 | 土地再評価差額金 | △2 |
| **合計** | **55,694** | **合計** | **55,694** |

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| **売上高** | | **46,087** |
| **売上原価** | | **41,635** |
| **売上総利益** | | **4,452** |
| **販売費及び一般管理費** | | **2,796** |
| **営業利益** | | **1,655** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 11 | |
| 受取配当金 | 105 | |
| 不動産賃貸料 | 148 | |
| その他 | 37 | 303 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 583 | |
| 不動産賃貸費用 | 92 | |
| その他 | 110 | 786 |
| **経常利益** | | **1,172** |
| **特別利益** | | |
| 投資不動産売却益 | 2 | 2 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産売却除却損 | 62 | |
| 減損損失 | 5 | |
| その他 | 2 | 70 |
| **税引前当期純利益** | | **1,104** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 47 | |
| 法人税等調整額 | △248 | △200 |
| **当期純利益** | | **1,304** |

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 2,141 | 1,500 | 2,067 | 3,567 | 3,463 | 3,463 | △32 | 9,139 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | 144 | 144 | | 144 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 2,141 | 1,500 | 2,067 | 3,567 | 3,608 | 3,608 | △32 | 9,284 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △175 | △175 | | △175 |
| 当期純利益 | | | | | 1,304 | 1,304 | | 1,304 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △1 | △1 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | 1,129 | 1,129 | △1 | 1,127 |
| 当期末残高 | 2,141 | 1,500 | 2,067 | 3,567 | 4,737 | 4,737 | △33 | 10,412 |

| | 評価・換算差額等 | | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 890 | △146 | △2 | 741 | 9,881 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | 144 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 890 | △146 | △2 | 741 | 10,025 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △175 |
| 当期純利益 | | | | | 1,304 |
| 自己株式の取得 | | | | | △1 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 565 | 43 | | 609 | 609 |
| 当期変動額合計 | 565 | 43 | － | 609 | 1,737 |
| 当期末残高 | 1,455 | △102 | △2 | 1,350 | 11,762 |

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年５月11日

常磐興産株式会社
　取締役会　御中

**新日本有限責任監査法人**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 内　田　英　仁 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 佐　藤　森　夫 | ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、常磐興産株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、常磐興産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年５月11日

常磐興産株式会社
　取締役会　御中

**新日本有限責任監査法人**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 内　田　英　仁 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 佐　藤　森　夫 | ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、常磐興産株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査役監査計画書におい、て監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業部等の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制」（内部統制システム）の構築及び運用状況について監査いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月13日

常磐興産株式会社　監査役会

常勤監査役　鈴木和好　㊞

社外監査役　清田啓一　㊞

社外監査役　金子重人　㊞

以　上

# メ　　モ

**特別口座から一般口座への振替の手続きのご案内**

特別口座に記録されている株式を株式市場で売却したり、特別口座を通じて株式市場にて株式を購入したりすることはできません。

株式を株式市場で売却するためには、証券会社等に一般口座を開設し、みずほ信託銀行の特別口座から株式を振替える必要があります。

お手続きについては、特別口座管理機関（みずほ信託銀行）にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　0120－288－324（通話料無料）

# 株主総会 会場ご案内図

**＜開催日時＞**　平成27年６月26日（金）午前10時
（受付開始　午前９時15分）

**＜会　場＞**

福島県いわき市常磐藤原町蕨平50番地
ホテルハワイアンズ　コンベンションホール「ラピータ」
電話　0246（43）3191　（代表）




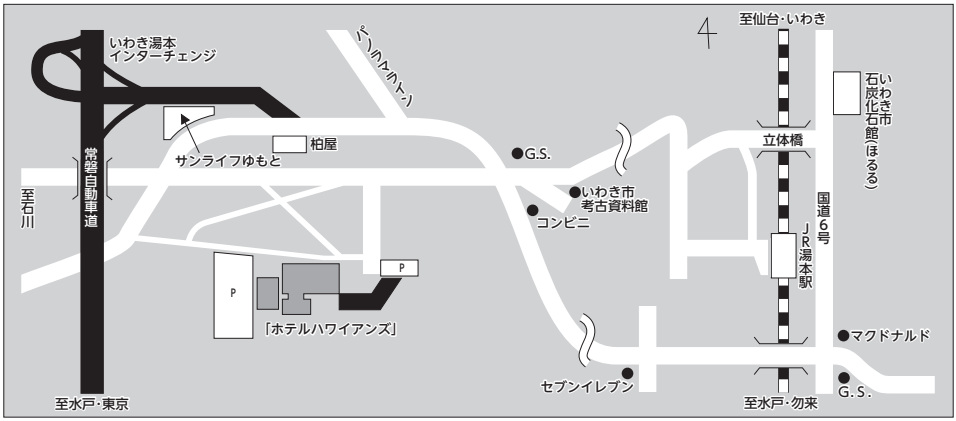


●高速道路をご利用の場合　常磐自動車道：いわき湯本インターチェンジより約３分
●電車をご利用の場合　　ＪＲ常磐線：湯本駅下車、バス15分

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。